



奈 労 基 発 0525 第 1 号

令 和 8 年 5 月 25 日

一般社団法人

奈良県産業廃棄物協会

会長 川崎 勝也 様

奈良労働局

労働基準部長



ごみ収集等の業務における  
年少者の就業制限の範囲に係る解釈の周知について(御依頼)

平素は、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法第 62 条においては、高校生等の満 18 歳未満の年少者について、安全、衛生及び福祉の見地から危険有害と認められる業務に就かせることを禁止しており、「清掃の業務」についても、年少者労働基準規則第 8 条第 42 号において危険有害業務の一つとして規定されています。

この「清掃の業務」の解釈については、別添 1 の令和 2 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 13 号「年少者の就業制限の業務の範囲に係る解釈の一部改正について」において示されているところです。

しかしながら、当該解釈では年少者が行うことのできる作業等の具体的な範囲がわかりにくいとの声が寄せられたため、今般、新たに別添 2 のとおりリーフレットが作成されました。

つきましては、当該リーフレットを協会機関誌やホームページへ掲載いただくなどにより、貴会会員事業者の皆様への周知・啓発に御協力いただきますようお願い申し上げます。

照会先：奈良労働局 監督課（担当：上地<sup>うえち</sup>・渡邊<sup>わたなべ</sup>）

TEL 0742-32-0204

メール kantokuka-narakyoku@mhlw.go.jp